

即組合員一人一月三回以上積立金を収む

故に一人当り百回以上

外に、工場共済基金 約六百回

之は大正十年より開始し一人宛一月三十回

積立

b, 政治部資金 本年十月より一人宛十回

積立

(以上何れも組合員例券表)

(1) 会費

一月四十五回、印刷部費二十五回